

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（第46号）……………2
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第47号）……………2
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第48号）……………6
- 秋田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（第49号）……………6
- 秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（第50号）……………6
- 秋田市雄和農村環境改善センター条例を廃止する条例（第51号）……………7
- 秋田市営住宅条例および秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（第52号）……………7

規 則

- 昭和42年以後における退職年金等の年額の改正に関する条例第17条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則（第38号）……………8
- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第39号）……………8
- 秋田市営住宅条例施行規則および秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（第40号）……………8

告 示

- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第229号）……………8
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第230号）……………9
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第231号）……………9
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第232号）……………9
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第233号）……………9
- 放置自転車等の撤去および保管について（第234号）……………9
- 生活保護法による医療機関の廃止について（第235号）……………10
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第236号）……………10
- 平成25年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第237号）……………10
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第238号）……………10

- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第239号）……………10
- 指定避難所の指定について（第240号）……………11
- 平成26年度分および平成27年度分市税督促状の公示送達について（第241号）……………11
- 認証業務関連事務の委任について（第242号）……………11
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第243号）……………11
- 土地の区域変更について（第244号）……………11
- 被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明書の更新予告通知書の公示送達について（第245号）……………11
- 短期被保険者証交付通知書の公示送達について（第246号）……………11
- 市道の路線の廃止について（第247号）……………12
- 市道路線の認定について（第248号）……………12
- 道路の区域決定および供用開始について（第249号）……………12

教 委 告 示

- 秋田市立小、中学校通学区域の一部改正について（第12号）……………13
- 教育委員会定例会の招集について（第13号）……………14

選 管 告 示

- 平成27年4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出について（第51号再掲）……………14
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第53号）……………59

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第11号）……………59

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第22号）……………59

公 告

- 土地収用法による裁決申請書等およびその添付書類の縦覧について……………59
- 開発行為に関する工事の完了について……………59
- 予防接種法による定期予防接種について……………60
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………60
- 農用地利用集積計画書の策定について……………60
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………60

教 委 公 告

- 平成28年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒の募集

について……………	60
○平成28年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について……………	61

選 管 公 告

○檢察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について……………	61
○裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について……………	61

上下水道局公告

○受益者負担金の賦課対象区域について……………	61
-------------------------	----

条 例

秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 9 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 秋田市職員の退職手当に関する条例(昭和29年秋田市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第 2 項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第 2 項」に改める。

(秋田市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 2 条 秋田市職員の再任用に関する条例(平成13年秋田市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第25条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 9 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第16条第 2 項中「法人税法第 2 条第12号の18」を「法第292条第 1 項第14号」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第26条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の 2 から第60条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第29条の 2 第 7 項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第 2 条第15項に規定する法人番号を

いう。以下市民税について同じ。)」を加える。

第29条の 3 の 3 第 4 項中「第203条の 5 第 4 項」を「第203条の 5 第 5 項」に改める。

第35条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所もしくは居所又は事務所もしくは事業所の所在地および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

第47条の 2 第 1 項第 1 号中「および氏名」を「、氏名又は名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称)」に改める。

第47条の 3 第 1 項第 1 号および第 2 項第 1 号中「および氏名」を「、氏名又は名称および個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称)」に改める。

第58条第 2 項第 1 号、第60条の 2 第 1 項第 1 号および第60条の 3 第 1 項第 1 号中「および氏名又は名称」を「、氏名又は名称および個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称)」に改める。

第77条第 2 項第 2 号中「および氏名又は名称」を「又は事務所もしくは事業所の所在地、氏名又は名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号および次項において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所もしくは事業所の所在地および氏名又は名称)」に改め、同条第 3 項第 1 号中「および住所」を「、住所および個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名および住所)」に改める。

第122条の10第 2 項第 1 号中「および氏名又は名称」を「、氏名又は名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称)」に改める。

第131条第 1 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所もしくは事業所の所在地、氏名又は名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所もしくは事業所の所在地および氏名又は名称)」に改める。

附則第 5 条の 3 第 1 項中「第145条第 1 項」を「第144条の 8」に改める。

附則第 6 条の 8 の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号および第 9 項第 1 号中「および氏名又は名称」を「、

氏名又は名称および個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称）」に改める。

附則第15条を次のように改める。

第15条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定ならびに附則第5条の3および附則第15条の改正規定ならびに附則第4項および附則第8項から第21項までの規定は、同年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第25条および第26条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4 新条例第16条第2項の規定は、第16条第2項の改正規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第29条の2第7項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第29条の2第7項の規定による申告について適用し、同日前行われる改正前の秋田市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

6 新条例第47条の2第1項第1号、第47条の3第1項第1号および第2項第1号、第58条第2項第1号、第60条の2第1項第1号ならびに第60条の3第1項第1号ならびに附則第6条の8の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号および第9項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第47条の2第1項ならびに第47条の3第1項および第2項に規定する申出書、新条例第58条第2項に規定する申請書又は新条例第60条の2第1項および第60条の3第1項ならびに附則第6条の8の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第47条の2第1項ならびに第47条の3第1項および第2項に規定する申出書、旧条例第58条第2項に規定する申請書又は旧条例第60条の2第1項および第60条の3第1項ならびに附則第6条の8の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

7 新条例第77条第2項第2号および第3項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第77条第2項から第4項までに規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第77条第2項から第4項までに規定する申請書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

8 別段の定めがあるものを除き、附則第15条の改正規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第15条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ3級品」という。）

に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

9 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費税等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第82条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

10 前項の規定の適用がある場合における新条例第85条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第85条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第85条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第85条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第85条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

11 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費税等（同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第79条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税

の税率は、1,000本につき430円とする。

- 12 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 13 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 14 附則第11項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第12条、第85条第4項および第5項、第87条の2ならびに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項もしくは第2項、	秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成27年秋田市条例第47号。以下この条および第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第13項、
第12条第2号	第85条第1項もしくは第2項	平成27年改正条例附則第12項
第12条第3号	第33条の6第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）、第85条第1項もしくは第2項の申告書、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第13項の納期限
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定
第85条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第13項
第87条の2	第85条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例附則第12項 同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第13項

- 15 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、附則第11項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第86条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当

する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第85条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 16 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 17 附則第12項から第15項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第12項	前項	附則第16項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第13項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
附則第14項の表以外の部分	から前項まで	、附則第12項および前項
附則第14項の表第12条の項	附則第13項	附則第17項において準用する附則第13項
附則第14項の表第12条第2号の項	附則第12項	附則第17項において準用する附則第12項
附則第14項の表第12条第3号の項	附則第13項	附則第17項において準用する附則第13項
附則第14項の表第85条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
附則第14項の表第85条第5項の項	附則第13項	附則第17項において準用する附則第13項
附則第14項の表第87条の2の項	附則第12項	附則第17項において準用する附則第12項
附則第14項の	附則第13項	附則第17項において準

表第88条第2項の項		用する附則第13項
附則第15項	附則第11項	附則第16項

18 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

19 附則第12項から第15項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第12項	前項	附則第18項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第13項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第14項の表以外の部分	附則第11項から前項まで	附則第18項、附則第12項および前項
附則第14項の表第12条の項	附則第13項	附則第19項において準用する附則第13項
附則第14項の表第12条第2号の項	附則第12項	附則第19項において準用する附則第12項
附則第14項の表第12条第3号の項	附則第13項	附則第19項において準用する附則第13項
附則第14項の表第85条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
附則第14項の表第85条第5項の項	附則第13項	附則第19項において準用する附則第13項
附則第14項の表第87条の2の項	附則第12項	附則第19項において準用する附則第12項
附則第14項の表第88条第2項の項	附則第13項	附則第19項において準用する附則第13項
附則第15項	附則第11項	附則第18項

20 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

21 附則第12項から第15項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第12項	前項	附則第20項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第13項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
附則第14項の表以外の部分	附則第11項から前項まで	附則第20項、附則第12項および前項
附則第14項の表第12条の項	附則第13項	附則第21項において準用する附則第13項
附則第14項の表第12条第2号の項	附則第12項	附則第21項において準用する附則第12項
附則第14項の表第12条第3号の項	附則第13項	附則第21項において準用する附則第13項
附則第14項の表第85条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
附則第14項の表第85条第5項の項	附則第13項	附則第21項において準用する附則第13項
附則第14項の表第87条の2の項	附則第12項	附則第21項において準用する附則第12項
附則第14項の表第88条第2項の項	附則第13項	附則第21項において準用する附則第13項
附則第15項	附則第11項	附則第20項

（特別土地保有税に関する経過措置）

22 新条例第122条の10第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第122条の10第2項に規定する申請書に

ついては、なお従前の例による。
(入湯税に関する経過措置)

- 23 新条例第131条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第131条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第131条の規定による申告については、なお従前の例による。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年 9 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

(15) 住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の17第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付又は同令第30条の18第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの有効期間内の交付	住民基本台帳カード交付等手数料	500円
---	-----------------	------

を

(15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項（第2号を除く。）の規定に基づく通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	500円
(15)の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第11条第1項（第8号を除く。）の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	800円

に

改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 9 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

（秋田市国民健康保険税条例の一部改正）

第1条 秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「および氏名」を「、氏名および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

（秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年秋田市条例第52条）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、附則第15項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得および雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の秋田市国民健康保険税条例第21条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 9 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第50号

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

秋田市食品衛生法施行条例（平成12年秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質および当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価および管理を行う衛生管理の方式（以下「危害分析・重要管理点方式」という。）を用いなくて衛生管理を行う場合にあっては別表第1のとおりとし、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合にあっては同表（第4項第2号から第8号までを除く。）および別表第2」に改める。

別表第1項第1号および第4項第6号中「食品添加物」を「添加物」に改め、同表第10項第2号中「情報又は」を「情報、」に改め、「法令違反の情報」の次に「又は当該食品等における異味もしくは異臭の発生、異物の混入その他の情報であって健康被害が生じるおそれのあるもの」を加え、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

1 衛生管理体制については、食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識および専門的な技術を有する者により構成される危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う班を編制すること。

2 製品説明書および製造工程一覧図は、次に掲げるところによること。

(1) 製品について、その原材料の組成、物理的および化学的

な性質、殺菌又は菌の増殖を抑制するための処理その他の安全性に関して必要な事項ならびに想定される使用方法および消費者等を記載した製品説明書を作成すること。

- (2) 製品の全ての製造、加工、調理、包装、貯蔵等の工程（以下「製造工程」という。）を記載した製造工程一覧図を作成すること。
- (3) 製造工程一覧図について、実際の製造工程ならびに施設および設備の配置と照合して確認し、適切でない場合は、製造工程一覧図を修正すること。
- 3 食品等の取扱いは、次に掲げるところによること。

- (1) 製造工程で発生するおそれのある全ての食品衛生上の危害の原因となる物質の一覧表（以下「危害要因一覧表」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性および製品の特性等を考慮し、各製造工程における当該危害の原因となる物質を特定すること。
- (2) 前号の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質（以下「危害原因物質」という。）について、製造工程ごとに食品衛生上の危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を定め、危害要因一覧表に記載すること。
- (3) 危害原因物質による食品衛生上の危害の発生を防止するため、製造工程のうち、管理措置の実施状況について継続的な又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。ただし、重要管理点を定めないことにつき相当の理由がある場合であって、その理由を記載した文書を作成したときは、この限りでない。
- (4) 重要管理点ごとに危害原因物質を許容することができる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を定めること。
- (5) 管理基準の遵守状況を確認し、管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を定め、および実施すること。
- (6) 重要管理点における管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（管理基準が遵守されていないことにより影響を受けた製品の適切な処理を含む。以下「改善措置」という。）を定め、および実施すること。
- (7) 製品の危害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを定期的に検証すること。

- 4 記録の作成および保存は、次に掲げるところによること。
- (1) 前項第3号の規定による重要管理点の決定、同項第4号の規定による管理基準の決定、同項第5号の規定によるモニタリングの方法の決定および実施状況、同項第6号の規定による改善措置の決定および実施状況ならびに同項第7号の規定による検証に関する記録を作成し、および保存すること。
- (2) 前号の記録、前項第2号の危害要因一覧表および同項第3号の文書の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限又は賞味期限その他の食品等の管理に係る期限に照らして合理的なものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市雄和農村環境改善センター条例を廃止する条例をここに

公布する。

平成27年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第51号

秋田市雄和農村環境改善センター条例を廃止する条例
秋田市雄和農村環境改善センター条例（平成16年秋田市条例第106号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市営住宅条例および秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第52号

秋田市営住宅条例および秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

（秋田市営住宅条例の一部改正）

第1条 秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第38条を第41条とし、第37条を第40条とし、第36条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第37条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市営住宅および共同施設ならびにその他市営住宅の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第38条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、入居に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、市営住宅および共同施設ならびにその他市営住宅の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第39条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 市営住宅および共同施設ならびにその他市営住宅の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が市営住宅および共同施設ならびにその他市営住宅の管理運営上必要と認める業務（秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

第2条 秋田市特定公共賃貸住宅条例（平成16年秋田市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第30条を第33条とし、第29条を第32条とし、第28条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第29条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、特定公共賃貸住宅の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第30条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、入居に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、特定公共賃貸住宅の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第31条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 特定公共賃貸住宅の施設、附属設備等の維持管理に関す

ること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特定公共賃貸住宅の管理運営上必要と認める業務

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

規 則

昭和42年以後における退職年金等の年額の改定に関する条例第17条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第38号

昭和42年以後における退職年金等の年額の改定に関する条例第17条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

昭和42年以後における退職年金等の年額の改定に関する条例第17条の2第1項の年金たる給付等を定める規則（昭和56年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「退職共済年金」を「老齢厚生年金」に改め、「ならびに同法附則第13条第1項」を削り、「」において準用する場合を含む」および「第27条において準用する場合を含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「障害共済年金ならびに」を「障害厚生年金、」に改め、「するもの」の次に「ならびに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年法律第63号」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるものならびに同法附則第13条第1項ならびに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第8条および第9条ならびに第25条の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）および障害共済年金（平成24年法律第63号附則第37条第1項の規定の適用を受ける年金に限る。）」を加え、同条第6号中「。第11章を除く。」を削り、「退職共済年金」を「老齢厚生年金」に改め、「ならびに同法附則第28条の4第1項」を削り、「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「障害共済年金ならびに」を「障害厚生年金、」に改め、「通算退職年金を除く。）」の次に「ならびに平成24年法律第63号第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるものならびに同法附則第28条の4第1項ならびに地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第8条第1項から第3項まで、第9条第2項および第10条第1項から第3項まで、第48条第1項および第2項、第55条第1項および第2項ならびに第62条第1項および第2項ならびに昭和60年法律第108号附則第13条第2項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）および障害共済年金（平成24年法律第63号附則第61条第1項の規定の適用を受ける年金に限る。）」を加え、同条第7号を次のように改める。

- (7) 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）に基づく退職年金、減額退職年金および障害年金ならびに平成24年法律第63号第4条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和28年

法律第245号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる加入者期間が20年以上であるものならびに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第140号）附則第10項および第11項（これらの規定を同法附則第18項において準用する場合を含む。）ならびに沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第106号）第34条（同令第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）および障害共済年金（平成24年法律第63号附則第79条の規定の適用を受ける年金に限る。）

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「平成28年3月末日」を「平成30年3月末日」に改め、同号ア中「25万円」を「10万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。（経過措置）
- 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市営住宅条例施行規則および秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第40号

秋田市営住宅条例施行規則および秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

（秋田市営住宅条例施行規則の一部改正）

第1条 秋田市営住宅条例施行規則（昭和29年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条」を「第41条」に改める。

（秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正）

第2条 秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成16年秋田市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条」を「第32条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第229号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規

定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年9月2日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田市山王臨海町1番1号

株式会社秋田魁新報社

代表取締役社長 小笠原 直 樹

秋田市告示第230号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年9月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 凜	ケアセン ターりん 訪問介護 事業所	秋田市茨島 二丁目15番 35号 パン ション菅原 101号室	平成27年 9月1日	訪問介護、 介護予防訪 問介護
株式会社 レヴァレ ンス	在宅サー ビスステ ーションラ イフサー ビス秋田	秋田市八橋 本町四丁目 10番15号	平成27年 9月1日	訪問介護、 介護予防訪 問介護
株式会社 凜	ケアセン ターりん 居宅介護 支援事業 所	秋田市茨島 二丁目15番 35号 パン ション菅原 101号室	平成27年 9月1日	居宅介護支 援
株式会社 レヴァレ ンス	在宅サー ビスステ ーションラ イフサー ビス秋田	秋田市八橋 本町四丁目 10番15号	平成27年 9月1日	居宅介護支 援
社会福祉 法人新成 会	短期入所 生活介護 施設新成 園	秋田市浜田 字元中村280 番地9	平成27年 9月1日	介護予防短 期入所生活 介護

秋田市告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年9月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービ スの種 類
有限会社 ライフサ ビス秋田	在宅サー ビスステ ーション ンライフサ ビス秋田	秋田市八 橋本町四 丁目10番 15号	平成27年 8月31日	訪問介護、 介護予防訪 問介護、居 宅介護支援

秋田市告示第232号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年9月8日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：形成外科に関する医療

指定 番号	医療機関名	住所	開設者名	指 定 年月日
38	元町形成外科	秋田市御 所野元町 五丁目12 番1号	元町形成外科 院長 橋田 直久	平成27年 9月1日

秋田市告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年9月8日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第144号	さくら薬局 手形住吉店	秋田市手形住吉町2番 3号	平成27年 10月1日

秋田市告示第234号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成27年9月9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 18台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成27年8月2日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間

午前10時から午後7時まで

イ 場所

秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成27年9月23日から平成28年3月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年9月9日

秋田市長 穂 積 志

廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ひぐちウィメンズ ク リ ニ ッ ク	秋田市南通築地6番34号	平成27年 6月30日
山 王 歯 科 医 院	秋田市山王一丁目3番18 号	平成27年 3月8日

秋田市告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年9月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
在 宅 サ ー ビ ス ステーションライ フサービス秋田	秋田市八橋本町四丁目10番 15号	平成27年 9月1日
ハートボックスケ アプランセンター	秋田市仁井田新田一丁目16 番4号	平成27年 8月15日
ケアセンターりん 訪問介護事業所	秋田市茨島二丁目15番35号 パンション菅原101号室	平成27年 9月1日
ケアセンターりん 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	秋田市茨島二丁目15番35号 パンション菅原101号室	平成27年 9月1日
短期入所生活介護 施 設 新 成 園	秋田市浜田字元中村280番 地9	平成27年 7月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
在 宅 サ ー ビ ス ステーションライ フサービス秋田	秋田市八橋本町四丁目10番 15号	平成27年 8月31日

秋田市告示第237号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年9月11日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成25年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第238号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成27年9月15日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービ スの 種 類
株式会社 柴田建築	つなぎ居宅 介護支援事 業所	秋田市寺内 字イサノ119 番地2	平成27年 9月15日	居宅介護 支援

秋田市告示第239号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつ

でも交付する。

平成27年 9 月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
(1) 平成27年度（平成26年度賦課）第 1 期国民健康保険税督促状
(2) 平成27年度（平成26年度賦課）第11期国民健康保険税督促状
(3) 平成27年度（平成27年度賦課）第 1 期国民健康保険税督促状

秋田市告示第240号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の 7 第 1 項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成27年 9 月18日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 名称
東部市民サービスセンター
- 2 所在地
秋田市広面字釣瓶町13番地 3
- 3 収容人数
157人

秋田市告示第241号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定に基づき公示送達する。

なお、同法第20条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

平成27年 9 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成26年度分市税督促状
平成27年度分市税督促状

秋田市告示第242号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第65条第 1 項の規定に基づき、次のとおり地方公共団体情報システム機構に同項に規定する認証業務関連事務を行わせることとしたので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成27年 9 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 地方公共団体情報システム機構の主たる事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 2 委任年月日
平成27年 9 月25日

秋田市告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の 3 の規定により告示する。

平成27年 9 月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
訪問介護ステーション デューン秋田	秋田市中通一丁目 3 番39号 ダイアパレス中通 1 階	平成27年 8 月 1 日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
有限会社ばーる薬局	秋田市土崎港南二丁目 3 番66号	平成27年 8 月31日

秋田市告示第244号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の 2 第 1 項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成27年 9 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更した土地の区域
金足高岡の一部の区域
- 2 縦覧場所
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第245号

次の被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明書の更新予告通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明書の更新予告通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 9 月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明書の更新予告通知書

秋田市告示第246号

次の短期被保険者証交付通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該短期被保険者証交付通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 9 月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
短期被保険者証交付通知書

秋田市告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第10条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成27年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
70216	堤ノ沢篠田台線	上北手猿田字堤ノ 沢41番35地先	
		上北手猿田字中谷 地120番1地先	

2 縦覧期間

平成27年 9 月30日から同年10月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成27年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
60869	南パークタウン 10号線	浜田字館ノ前129 番2地先	
		浜田字館ノ前129 番4地先	
70614	篠田台堤台二丁 目線	上北手猿田字篠田 台110番8地先 御所野堤台二丁目 6番263地先	
70615	堤台二丁目19号 線	御所野堤台二丁目 6番312地先	
		御所野堤台二丁目 6番282地先	

70616	堤台二丁目20号 線	御所野堤台二丁目 6番297地先	
		御所野堤台二丁目 6番294地先	
70617	堤台二丁目21号 線	御所野堤台二丁目 6番289地先	
		御所野堤台二丁目 6番286地先	
70618	堤台二丁目22号 線	御所野堤台二丁目 6番256地先	
		御所野堤台二丁目 6番254地先	
70619	堤台二丁目23号 線	御所野堤台二丁目 6番306地先	
		御所野堤台二丁目 6番311地先	
70620	堤台二丁目24号 線	御所野堤台二丁目 6番294地先	
		御所野堤台二丁目 6番268地先	
70621	堤台二丁目25号 線	御所野堤台二丁目 6番281地先	
		御所野堤台二丁目 6番278地先	
70622	堤台二丁目26号 線	御所野堤台二丁目 6番272地先	
		御所野堤台二丁目 6番269地先	

2 縦覧期間

平成27年 9 月30日から同年10月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成27年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
60869	南パークタウン10号線	浜田字館ノ前129番2地先	55.70	6.00 ～ 7.70
		浜田字館ノ前129番4地先		
70614	篠田台堤台二丁目線	上北手猿田字篠田台110番8地先	977.80	3.40 ～ 9.60
		御所野堤台二丁目6番263地先		
70615	堤台二丁目19号線	御所野堤台二丁目6番312地先	168.00	6.00
		御所野堤台二丁目6番282地先		
70616	堤台二丁目20号線	御所野堤台二丁目6番297地先	54.50	6.00
		御所野堤台二丁目6番294地先		
70617	堤台二丁目21号線	御所野堤台二丁目6番289地先	50.10	6.00
		御所野堤台二丁目6番286地先		
70618	堤台二丁目22号線	御所野堤台二丁目6番256地先	35.00	6.00
		御所野堤台二丁目6番254地先		
70619	堤台二丁目23号線	御所野堤台二丁目6番306地先	72.10	6.00
		御所野堤台二丁目6番311地先		
70620	堤台二丁目24号線	御所野堤台二丁目6番294地先	112.90	6.00 ～ 8.50
		御所野堤台二丁目6番268地先		
70621	堤台二丁目25号線	御所野堤台二丁目6番281地先	55.90	6.00
		御所野堤台二丁目6番278地先		
70622	堤台二丁目26号線	御所野堤台二丁目6番272地先	51.70	6.00
		御所野堤台二丁目6番269地先		

2 縦覧期間

平成27年9月30日から同年10月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

教 委 告 示

秋田市教委告示第12号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件
秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。
平成27年9月1日
秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明
秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。
秋田市立小学校通学区域表の川添小学校の表を次のように改める。

雄和小学校	
雄和女米木字	白川、高麓沢、蛇崩沢、川崎、宝生口、猫沢、石川、長面、山崎、六百刈、水里、柳原
雄和戸賀沢字	御江田、片田、金山沢、五石前、宮田沢、九巻、中島
雄和相川字	高清水、下野、台林、上野、銅屋、吉田、新間、松山下、小杉前、金吉田、山崎、畑田、源八沢、大管場、中野、北ヶ沢、小谷地、新下野、新丸谷地、河原崎、稗田沢、小滝、滝ノ沢、新開、高野、後野、向田表、薬師前、八神沢、井戸ノ下、大沢、筋ヶ沢、会沢、五百刈田表、相川
雄和種沢字	小向野、宮ノ前、館ヶ沢、野中、前田、沼田、堤ヶ沢、大沢、岩瀬、山王堂、中村、金ヶ崎、

	太子前、上谷畑、記念田、潜龍寺前、柳林、才ノ神、荒巻、川崎、稻荷前、山田、平台、片替、釜ヶ沢、山口、戸草沢、下谷畑、道女木、熊野堂、中島、種沢
雄和平尾鳥字	広面、藤森、竹ノ花、野田、中村、金井田、善知鳥、築場、中田、中山、西野、田向、白ヶ沢、細田、外ノ沢、修羅沢、大巻、長滝、下野、蒲田、長田、田ノ沢、西ノ沢、馬落、小平、柳沢、中谷地、古道沢、森ノ前、石名沢、平尾鳥
雄和妙法字	槐下、火石下、平治ヶ沢、杉田沢、薊沢、糠塚、上大部
雄和石田字	前田、上大部、中大部、下大部、苗代沢、山田、平治ヶ沢、蟹沢
雄和平沢字	蟹沢、袖又、舟津田、金沢、大部、田中、水沢、鈴田、湯ノ沢、小深田、野沢、大面、中嶋、関田沢、三替沢、白山、桜屋、湯壺、白根館
雄和下黒瀬字	野中、町屋敷、湯野目、湯野沢、白根沢、黒瀬尺、上谷地、岩野沢、下谷地
雄和椿川字	関田、地張山、方福、館ノ下、安養寺、鹿野戸、小鹿野戸、長者屋敷、堤根、袖ノ沢、前椿岱、平脇、川端、中村、烏帽子森、佛供田、石坂上、鹿野戸谷地、滝ノ沢、大又、奥椿岱、軽井沢、小田清水、岡崎、小友沢、中里、馬坂上、山籠、駒坂台、中台
雄和田草川字	大又、本田、太田、山崎、沖村、山崎山、高野、大沢口、鮎、川向、船ヶ沢
雄和芝野新田字	前田、寺沢、中台、上窪、中嶋、上谷地、野開、前谷地、辛谷地、新堰下、上堰下、寺沢家下、下袋、山崎谷地、新芝野
雄和萱ヶ	館ノ腰、船引沢、二古沢、萱ヶ沢、堤ヶ沢、命

沢字	ケ沢、中田、杉菜沢、桂沢、柳沢、土場、大台、大刈沢、三福、大平沢、比丘尼屋敷、又三郎沢、土橋、中ノ沢、西風沢、道ノ下、真木屋、熊留沢、トンテン、白川、西ノ沢、館坂、芳ケ沢、ツボカエ、寺ノ沢、船ケ沢、東ケ沢、四升取、大森沢、金ケ沢、ハサバ沢、大又、中山沢、三枚田、猿道ケ沢、家ノ沢、七曲り、雪代、十八坂、甚右エ門沢、元屋敷、土場尻、餅搗沢、滝ノ沢、大平沢尻、拾枚田、寄合、大平沢頭、後口沢、二タノ沢、坂ノ下、二タノ沢頭、中ノ沢頭、小沢、西風沢頭、和合、戸河沢、八木山沢
雄和碓田字	祭田、梵天野、段ノ前、宮ノ前、鍋カラス、コエバ、柴坂、古倉野、中村、クネソエ、クツハミ、南ノ前、中ノ沢、下山田、ハバキ田、トウツラ沢、シコウ沢、三口沢、上山田、滑沢
雄和神ケ村字	陳笠、上開、助沢、大橋、舟卸、窪、杉腰、西ノ沢、脇坂、妙角、家ノ沢、中村、才東、大金、菅福、稗鳥、西又、東又、中崎、西脇、大黒沢、下戸、壺景、小山、大柳、田ケ沢、倉腰、大畑、大弓、中沢
雄和新波字	志田野、新町、本屋敷、竹ノ花、樋口、寺沢、清水木、碓り、山崎、下モ野、大巻、袋野、後口沢、奥寺沢、大袋、志開、新本屋敷
雄和向野字	佛ノ前、前開、牛ノ首、吹欠下、源藤太郎、築土手、下夕野、大川端、鯨沢、中野、上野、桔梗台、松谷地、高野、向野
雄和左手子字	清水下、白川袋、岩城沢、板沢、前谷地、碓、雁道沢、上野、尺野木沢、中野台
雄和繋字	金輪神、上繋、十二ケ沢、脇ノ沢、曾根、北ノ俣、内山、梵天野、宿、上田面、上舞台、下モ谷地、内山沢、南沢、五枚開、新開、西ノ沢、一ノ坂、大平、二ノ沢、小松山沢、島ノ腰、大森、薊台、堀切沢、笠台、石花、滝ノ沢、栗木長根、土沢、繋、松山沢

秋田市立小学校通学区域表の種平小学校の表、戸米川小学校の表および大正寺小学校の表を削る。

附 則

施行期日は、平成28年4月1日とする。

秋田市教委告示第13号

平成27年9月24日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成27年9月17日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

付議案件

教育委員会事務の点検・評価に関する件

選 管 告 示

平成27年9月10日発行秋田市公報第1084号掲載の秋市選管告示第51号について、省略した別紙（報告書の要旨）を含め再掲する。

秋市選管告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、平成27年4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成27年8月25日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 選挙の種類
平成27年4月26日執行 秋田市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,609,600円
- 3 報告書の要旨
別紙のとおり

候補者氏名	赤 坂 光 一	所属党派	無所属	期間 3月15日から 5月10日まで 第1回分
出納責任者氏名	海 風 敏 夫			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
秋田県医師連盟秋田市支部		100,000円
秋田市歯科医師連盟		50,000
俵屋孝蔵	医師	50,000
自由民主党秋田支部		50,000

【支出】

人件費	307,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	3,116
交通費	0
印刷費	730,326
広告費	108,756
文具費	21,239
食糧費	69,725
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0		
その他の収入	500,000		
今 回 計	750,000	今 回 計	1,240,162
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	750,000	総 計	1,240,162

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	558,649円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第1 回報告分
----------	--------------	---------

候 補 者 氏 名	石 塚 秀 博	所属党派	公明党	期 間	3 月 7 日から 5 月 7 日まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	北 村 チエ子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
公明党秋田第一総支部	政党	1,056,337円

【支出】

人件費	253,500円
家屋費	486,562
選挙事務所費	486,562
集会会場費	0
通信費	4,778
交通費	9,394
印刷費	610,240
広告費	58,320
文具費	2,811
食糧費	115,465
宿泊費	0
雑費	45,587

その他の寄附	0		
その他の収入	0		
今 回 計	1,056,337	今 回 計	1,586,657
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	1,056,337	総 計	1,586,657

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 8 日	第1 回報告分
----------	---------------	---------

候 補 者 氏 名	伊 藤 明 廣	所属党派	無所属	期 間	3 月10日から 4 月28日まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	伊 藤 恵美子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	226,000円
家屋費	26,528
選挙事務所費	26,528
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	515,970
広告費	0
文具費	0

食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0
その他の収入	1,500,000
今 回 計	1,500,000
前 回 計	0
総 計	1,500,000

今 回 計	768,498
前 回 計	0
総 計	768,498

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	515,970円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	伊 藤 明 廣	所属党派	無所属	期 間	5 月15日から	第 2 回分
出納責任者氏名	伊 藤 恵美子				5 月15日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	108,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	1,500,000
総 計	1,500,000

今 回 計	108,000
前 回 計	768,498
総 計	876,498

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	515,970円

報告書受理年月日	平成27年 5 月18日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	伊 藤 明 廣	所属党派	無所属	期 間	5 月28日から	第 3 回分
出納責任者氏名	伊 藤 恵美子				5 月28日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0

通信費	25,989
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	1,500,000
総 計	1,500,000

今 回 計	25,989
前 回 計	876,498
総 計	902,487

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	515,970円

報告書受理年月日	平成27年 5 月29日	第 3 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	伊 藤 一 榮	所属党派	無所属	期間 3月1日から 5月8日まで 第1回分
出納責任者氏名	鈴 木 一 彦			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
秋田県医師連盟秋田市支部		100,000円

【支出】

人件費	210,000円
家屋費	235,087
選挙事務所費	235,087
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	663,160
広告費	594,000
文具費	5,766
食糧費	129,428
休泊費	0
雑費	4,814

その他の寄附	0
その他の収入	1,742,255
今 回 計	1,842,255
前 回 計	0
総 計	1,842,255

今 回 計	1,842,255
前 回 計	0
総 計	1,842,255

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	伊 藤 巧 一	所属党派	無所属	期間	3月7日から 5月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	伊 藤 廣 利					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
(有)古屋興業	建設業	300,000円
秋田印刷製本棟	印刷業	80,000
長谷川聡	無職	70,000
古屋久	会社役員	70,000
佐々木重憲	会社員	50,000
升屋章	会社員	40,000

【支出】

人件費	440,000円
家屋費	422,179
選挙事務所費	422,179
集会会場費	0
通信費	38,541
交通費	0
印刷費	696,000
広告費	162,000
文具費	11,444
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	168,930

その他の寄附 0

その他の収入 1,100,000

今 回 計 1,710,000

前 回 計 0

総 計 1,710,000

今 回 計 1,939,094

前 回 計 0

総 計 1,939,094

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 8 日	第1回報告分
----------	---------------	--------

候補者氏名	岩 谷 政 良	所属党派	無所属	期間	3月25日から 5月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐 藤 光 信					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
片岡一彦	無職	40,000円
岡本裕	無職	40,000
本間秀一	自営業	32,000
渡辺一男	会社員	32,000
石川裕	無職	32,000
山方小春	無職	40,000
石垣由紀	会社員	24,000
山田千里	会社員	32,000
片岡英子	無職	35,000
船本美雪	無職	49,000
水野多恵子	無職	35,000
岩谷裕子	無職	42,000
菅原フサ子	無職	35,000
山田一恵	無職	42,000

【支出】

人件費	615,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	810,000
広告費	372,600
文具費	30,800
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0

その他の寄附 0

その他の収入 1,350,000

今 回 計 1,860,000

今 回 計 1,828,400

前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	1,860,000	総 計	1,828,400

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	535,080円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	宇佐見 康 人	所属党派	無所属	期 間	2月27日から 5月7日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	宇佐見 康 人					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
民主党秋田県総支部連合会	政党	300,000円
民主党秋田 1 区総支部	政党	100,000
後藤健	大仙市議	100,000

【支出】

人件費	47,000円
家屋費	219,939
選挙事務所費	219,939
集会会場費	0
通信費	3,863
交通費	0
印刷費	605,272
広告費	501,069
文具費	600
食糧費	11,700
休泊費	5,900
雑費	43,369

その他の寄附 0

その他の収入 500,000

今 回 計 1,000,000

前 回 計 0

総 計 1,000,000

今 回 計 1,438,712

前 回 計 0

総 計 1,438,712

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 8 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	宇佐見 康 人	所属党派	無所属	期 間	5月8日から 6月15日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	宇佐見 康 人					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	18,988
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0		
その他の収入	0		
今 回 計	0	今 回 計	18,988
前 回 計	1,000,000	前 回 計	1,438,712
総 計	1,000,000	総 計	1,457,700

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 6 月16日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	小野寺 誠	所属党派	自由民主党	期 間	3 月20日から 5 月 8 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	小野寺 明 美					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	105,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	653,380
広告費	761,904
文具費	0
食糧費	95,810
宿泊費	0
雑費	10,908

その他の寄附	0		
その他の収入	1,200,000		
今 回 計	1,200,000	今 回 計	1,627,002
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	1,200,000	総 計	1,627,002

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	522,340円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	小 原 譲	所属党派	無所属	期 間	4 月 1 日から 5 月 1 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	小 原 宥 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
秋本貞子	無職	70,000円

【支出】

人件費	575,000円
家屋費	50,000
選挙事務所費	50,000
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	745,600

広告費	418,800
文具費	2,756
食糧費	40,158
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0
その他の収入	1,500,000
今 回 計	1,570,000
前 回 計	0
総 計	1,570,000

今 回 計	1,832,314
前 回 計	0
総 計	1,832,314

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 8 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	鎌 田 修 悦	所属党派	自由民主党	期間	2月18日から 5月7日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	遠 藤 一 記					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
自由民主党秋田県秋田市第五支部		3,500,000円

【支出】

人件費	515,000円
家屋費	368,064
選挙事務所費	368,064
集会会場費	0
通信費	8,311
交通費	0
印刷費	982,584
広告費	782,352
文具費	10,466
食糧費	94,570
休泊費	4,500
雑費	13,271

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	3,500,000
前 回 計	0
総 計	3,500,000

今 回 計	2,779,118
前 回 計	0
総 計	2,779,118

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 8 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	川 口 雅 丈	所属党派	無所属	期間	3月29日から 4月27日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	八 柳 善 春					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
秋和流		10,000円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0

中村翠笙		10,000
川上時雄	会社役員	30,000
渡辺剛		20,000
全日本不動産協会秋田県本部		20,000

選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	498,771
広告費	0
文具費	8,690
食糧費	32,078
休泊費	0
雑費	54,644

その他の寄附	0
その他の収入	1,000,000
今 回 計	1,090,000
前 回 計	0
総 計	1,090,000

今 回 計	594,183
前 回 計	0
総 計	594,183

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	498,771円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 1 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	川 口 雅 丈	所属党派	無所属	期 間 5 月 2 日から 5 月 8 日まで 第 2 回分
出納責任者氏名	八 柳 善 春			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	106,700
選挙事務所費	106,700
集合会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	71,280
広告費	595,080
文具費	0
食糧費	9,460
休泊費	0
雑費	31,994

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	1,090,000
総 計	1,090,000

今 回 計	814,514
前 回 計	594,183
総 計	1,408,697

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	498,771円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 8 日	第 2 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	川 口 雅 丈	所属党派	無所属	期 間	5 月11日から 5 月17日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	八 柳 善 春					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

その他の寄附 0

その他の収入 0

今 回 計 0

前 回 計 1,090,000

総 計 1,090,000

【支出】

人件費	84,000円
家屋費	24,651
選挙事務所費	24,651
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

今 回 計 108,651

前 回 計 1,408,697

総 計 1,517,348

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	498,771円

報告書受理年月日	平成27年 5 月17日	第 3 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	川 口 雅 丈	所属党派	無所属	期 間	5 月23日から 5 月25日まで	第 4 回分
出納責任者氏名	八 柳 善 春					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

その他の寄附 0

その他の収入 0

今 回 計 0

前 回 計 1,090,000

総 計 1,090,000

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	5,002
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	11,600

今 回 計 16,602

前 回 計 1,517,348

総 計 1,533,950

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	498,771円

報告書受理年月日	平成27年 5 月29日	第 4 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	川 口 雅 丈	所属党派	無所属	期 間	6 月23日から 6 月23日まで	第 5 回分
出納責任者氏名	八 柳 善 春					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

その他の寄附 0

その他の収入 0

今 回 計 0

前 回 計 1,090,000

総 計 1,090,000

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	5,049
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

今 回 計 5,049

前 回 計 1,533,950

総 計 1,538,999

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	498,771円

報告書受理年月日	平成27年 6 月29日	第 5 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	工 藤 四 郎	所属党派	自由民主党	期 間	3 月 4 日から 5 月 8 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	工 藤 司					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
秋田県医師連盟		100,000円
自民党秋田市支部		50,000

【支出】

人件費	584,000円
家屋費	72,360
選挙事務所費	72,360
集会会場費	0
通信費	15,945
交通費	0
印刷費	629,902
広告費	344,800
文具費	10,588
食糧費	139,747
休泊費	0
雑費	97,312

その他の寄附	0		
その他の収入	2,300,000		
今 回 計	2,450,000	今 回 計	1,894,654
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	2,450,000	総 計	1,894,654

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	503,230円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	工 藤 四 郎	所属党派	自由民主党	期 間	6 月 1 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	工 藤 司				6 月 2 日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	417,251
選挙事務所費	417,251
集会会場費	0
通信費	34,569
交通費	0
印刷費	0
広告費	27,216
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0		
その他の収入	0		
今 回 計	0	今 回 計	479,036
前 回 計	2,450,000	前 回 計	1,894,654
総 計	2,450,000	総 計	2,373,690

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	503,230円

報告書受理年月日	平成27年 6 月 8 日	第 2 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	工 藤 新 一	所属党派	社会民主党	期 間	3 月 7 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	阿 部 康 夫				5 月 1 日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
社会民主党秋田県連合		468,000円
社会民主党秋田県秋田支部		312,500

【支出】

人件費	308,000円
家屋費	442,835
選挙事務所費	442,835
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	626,016
広告費	606,204
文具費	33,382

食糧費	40,135
休泊費	0
雑費	76,802

その他の寄附	0
その他の収入	900,000
今 回 計	1,680,500
前 回 計	0
総 計	1,680,500

今 回 計	2,133,374
前 回 計	0
総 計	2,133,374

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	535,080円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 7 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	工 藤 新 一	所属党派	社会民主党	期間	5 月 2 日から 6 月 3 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	阿 部 康 夫					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	41,224
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	5,090

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	1,680,500
総 計	1,680,500

今 回 計	46,314
前 回 計	2,133,374
総 計	2,179,688

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	535,080円

報告書受理年月日	平成27年 6 月 4 日	第 2 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	熊 谷 重 隆	所属党派	自由民主党	期間	4 月 8 日から 5 月 7 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	熊 谷 鉄 美					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	210,000円
家屋費	67,648
選挙事務所費	67,648
集会会場費	0

通信費	0
交通費	0
印刷費	560,560
広告費	394,200
文具費	3,426
食糧費	181,761
休泊費	0
雑費	84,354

その他の寄附	0
その他の収入	1,100,000
今 回 計	1,100,000
前 回 計	0
総 計	1,100,000

今 回 計	1,501,949
前 回 計	0
総 計	1,501,949

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 7 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	倉 田 芳 浩	所属党派	無所属	期間 3月1日から 5月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	倉 田 光 子			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	204,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	584,650
広告費	0
文具費	2,206
食糧費	67,705
休泊費	0
雑費	9,625

その他の寄附	0
その他の収入	350,000
今 回 計	350,000
前 回 計	0
総 計	350,000

今 回 計	868,186
前 回 計	0
総 計	868,186

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	541,450円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	小木田 喜美雄	所属党派	無所属	期 間	2 月 6 日 から 5 月 11 日 まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	渡 辺 新					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
佐藤操		20,000円
秋田市歯科医師連盟		50,000
小木田満也		100,000
徳田信子		200,000
藤島達哉	無職	70,000
渡辺大輔	会社員	20,000
小木田希美	会社員	10,000

【支出】

人件費	525,000円
家屋費	235,432
選挙事務所費	235,432
集会会場費	0
通信費	100,012
交通費	0
印刷費	616,000
広告費	0
文具費	28,503
食糧費	72,823
休泊費	0
雑費	119,678

その他の寄附 0

その他の収入 1,400,000

今 回 計 1,870,000

前 回 計 0

総 計 1,870,000

今 回 計 1,697,448

前 回 計 0

総 計 1,697,448

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	小木田 喜美雄	所属党派	無所属	期 間	5 月 13 日 から 5 月 19 日 まで	第 2 回 分
出納責任者氏名	渡 辺 新					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	382,466
選挙事務所費	382,466
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	35,640
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	270

その他の寄附 0

その他の収入 500,000

今 回 計 500,000

前 回 計 1,870,000

総 計 2,370,000

今 回 計 418,376

前 回 計 1,697,448

総 計 2,115,824

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月20日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	小木田 喜美雄	所属党派	無所属	期間	5 月20日から 5 月26日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	渡 辺 新					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

その他の寄附 0

その他の収入 0

今 回 計 0

前 回 計 2,370,000

総 計 2,370,000

【支出】

人件費	0円
家屋費	129,600
選挙事務所費	129,600
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	270

今 回 計 129,870

前 回 計 2,115,824

総 計 2,245,694

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月27日	第 3 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	小木田 喜美雄	所属党派	無所属	期間	5 月28日から 6 月 3 日まで	第 4 回分
出納責任者氏名	渡 辺 新					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	23,808

その他の寄附	0		
その他の収入	0		
今 回 計	0	今 回 計	23,808
前 回 計	2,370,000	前 回 計	2,245,694
総 計	2,370,000	総 計	2,269,502

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 6 月 4 日	第 4 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	小木田 喜美雄	所属党派	無所属	期 間	6 月18日から	第 5 回分
出納責任者氏名	渡 辺 新				6 月18日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	54,000
選挙事務所費	54,000
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	270

その他の寄附	0		
その他の収入	0		
今 回 計	0	今 回 計	54,270
前 回 計	2,370,000	前 回 計	2,269,502
総 計	2,370,000	総 計	2,323,772

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 6 月19日	第 5 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	小 林 一 夫	所属党派	無所属	期 間	3 月20日から	第 1 回分
出納責任者氏名	中 村 徹				5 月 7 日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	49,000円
家屋費	112,000
選挙事務所費	112,000
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	659,800
広告費	211,032
文具費	0

食糧費	34,823
休泊費	0
雑費	16,084

その他の寄附	0
その他の収入	1,500,000
今 回 計	1,500,000
前 回 計	0
総 計	1,500,000

今 回 計	1,082,739
前 回 計	0
総 計	1,082,739

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	541,450円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	小 林 一 夫	所属党派	無所属	期間	6 月 1 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	中 村 徹				6 月 1 日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	4,025
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	1,500,000
総 計	1,500,000

今 回 計	4,025
前 回 計	1,082,739
総 計	1,086,764

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	541,450円

報告書受理年月日	平成27年 6 月 8 日	第 2 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	小 松 健	所属党派	無所属	期間	2 月 1 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	小 番 勝 男				5 月 7 日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	332,500円
家屋費	251,844
選挙事務所費	251,844
集会会場費	0

通信費	49,318
交通費	0
印刷費	624,390
広告費	336,200
文具費	5,353
食糧費	59,790
休泊費	0
雑費	47,403

その他の寄附	0
その他の収入	2,000,000
今 回 計	2,000,000
前 回 計	0
総 計	2,000,000

今 回 計	1,706,798
前 回 計	0
総 計	1,706,798

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	554,190円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	齊 藤 善 悦	所属党派	自由民主党	期間 3月25日から 5月8日まで 第1回分
出納責任者氏名	牧 野 正 則			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	560,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	756,400
広告費	624,240
文具費	0
食糧費	82,780
休泊費	0
雑費	5,650

その他の寄附	0
その他の収入	1,468,510
今 回 計	1,468,510
前 回 計	0
総 計	1,468,510

今 回 計	2,029,070
前 回 計	0
総 計	2,029,070

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	齊 藤 勝	所属党派	無所属	期間	2月1日から 4月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	藤 田 實					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

その他の寄附 0

その他の収入 3,000,000

今 回 計 3,000,000

前 回 計 0

総 計 3,000,000

【支出】

人件費	415,000円
家屋費	211,300
選挙事務所費	211,300
集会会場費	0
通信費	46,230
交通費	0
印刷費	1,036,398
広告費	601,560
文具費	8,198
食糧費	137,977
宿泊費	0
雑費	135,846

今 回 計 2,592,509

前 回 計 0

総 計 2,592,509

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	509,600円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 8 日	第1回報告分
----------	---------------	--------

候補者氏名	佐々木 敏 光	所属党派	無所属	期間	3月17日から 5月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐々木 幸 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

その他の寄附 0

その他の収入 1,622,548

今 回 計 1,622,548

前 回 計 0

総 計 1,622,548

【支出】

人件費	254,000円
家屋費	137,440
選挙事務所費	137,440
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	702,731
広告費	1,033,560
文具費	2,880
食糧費	23,057
宿泊費	0
雑費	29,440

今 回 計 2,183,108

前 回 計 0

総 計 2,183,108

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	佐々木 敏 光	所属党派	無所属	期 間	6 月19日から 6 月19日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	佐々木 幸 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

その他の寄附 0

その他の収入 31,283

今 回 計 31,283

前 回 計 1,622,548

総 計 1,653,831

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	6,443
交通費	0
印刷費	0
広告費	24,840
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

今 回 計 31,283

前 回 計 2,183,108

総 計 2,214,391

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 6 月23日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	佐 藤 宏 悦	所属党派	無所属	期 間	2 月19日から 5 月11日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	佐 藤 久美子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	222,500円
家屋費	925,750
選挙事務所費	925,750
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	666,400
広告費	291,600
文具費	1,167
食糧費	132,731
休泊費	0
雑費	25,677

その他の寄附	0		
その他の収入	2,265,825		
今 回 計	2,265,825	今 回 計	2,265,825
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	2,265,825	総 計	2,265,825

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	佐 藤 純 子	所属党派	日本共産党	期 間	4 月16日から 5 月11日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	嶋 田 宗 雄					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
日本共産党秋田地区委員会		130,256円

【支出】

人件費	0円
家屋費	3,915
選挙事務所費	3,915
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	560,000
広告費	68,040
文具費	0
食糧費	7,901
宿泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0		
その他の収入	0		
今 回 計	130,256	今 回 計	639,856
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	130,256	総 計	639,856

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	509,600円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 7 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	佐 藤 哲 治	所属党派	民主党	期 間	2 月27日から 5 月 8 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	戸井田 連 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
民主党秋田		900,000円
自誓会 細野豪志事務所		100,000
グリーンワールド		35,000

【支出】

人件費	298,550円
家屋費	35,000
選挙事務所費	35,000
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	609,160
広告費	95,640

文具費	1,374
食糧費	94,127
休泊費	0
雑費	11,891

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	1,035,000
前 回 計	0
総 計	1,035,000

今 回 計	1,145,742
前 回 計	0
総 計	1,145,742

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	佐 藤 哲 治	所属党派	民主党	期 間	6 月 2 日から 6 月 2 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	戸井田 連 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	33,500
選挙事務所費	33,500
集会会場費	0
通信費	65,031
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	1,035,000
総 計	1,035,000

今 回 計	98,531
前 回 計	1,145,742
総 計	1,244,273

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 6 月 5 日	第 2 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	佐 藤 広 久	所属党派	日本共産党	期 間	3 月26日から 5 月 8 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	青 木 二 郎					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
日本共産党秋田地区委員会		338,400円

【支出】

人件費	0円
家屋費	43,000
選挙事務所費	43,000

集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	560,000
広告費	214,920
文具費	612
食糧費	22,251
休泊費	0
雑費	7,217

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	338,400
前 回 計	0
総 計	338,400

今 回 計	848,000
前 回 計	0
総 計	848,000

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	509,600円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	菅 原 琢 哉	所属党派	無所属	期 間 3 月16日から 5 月 8 日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	菅 原 勝 子			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	150,000円
家屋費	164,122
選挙事務所費	164,122
集会会場費	0
通信費	36,255
交通費	0
印刷費	894,881
広告費	509,760
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	5,564

その他の寄附	0
その他の収入	2,000,000
今 回 計	2,000,000
前 回 計	0
総 計	2,000,000

今 回 計	1,760,582
前 回 計	0
総 計	1,760,582

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	557,375円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	鈴木 知	所属党派	日本共産党	期間 4月18日から 5月11日まで	第1回分
出納責任者氏名	鈴木 サキ子				

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
日本共産党秋田地区委員会		315,778円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	560,000
広告費	224,067
文具費	1,805
食糧費	33,786
宿泊費	0
雑費	5,720

その他の寄附	0
その他の収入	0
今回計	315,778
前回計	0
総計	315,778

今回計	825,378
前回計	0
総計	825,378

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	509,600円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第1回報告分
----------	--------------	--------

候補者氏名	武内 伸文	所属党派	無所属	期間 3月7日から 5月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	小林 秀樹				

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
加茂谷仁	会社役員	10,000円
高堂裕	会社役員	60,000
田仲実	会社役員	10,000
有限会社コバマ	美容業	10,000
富樫和久	会社役員	30,000
高堂路子	会社役員	50,000
中田舞子	医師	10,000
秋浜晋	医師	10,000
あいば歯科	医療法人	30,000
小林秀樹	会社役員	100,000
森田健太郎	教員	10,000
佐々木洋服店	衣料小売業	32,000
菅原展子	団体職員	10,000
加藤隆久	無職	100,000
渡邊剛	会社役員	10,000
加藤洋美	無職	70,000
遠藤由美	無職	70,000
堀川佳奈子	無職	105,000
本川洋之	無職	75,000

【支出】

人件費	565,000円
家屋費	197,400
選挙事務所費	197,400
集会会場費	0
通信費	4,131
交通費	0
印刷費	610,560
広告費	599,834
文具費	3,681
食糧費	34,416
宿泊費	0
雑費	37,452

川辺昌賀	会社役員	50,000
たけうち伸文の活動を支援する会	政治団体	400,000

その他の寄附	8 件	38,000		
その他の収入		1,000,000		
今 回 計		2,290,000	今 回 計	2,052,474
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,290,000	総 計	2,052,474

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 8 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	武 内 伸 文	所属党派	無所属	期 間 5 月 8 日から 5 月 29 日まで 第 2 回分
出納責任者氏名	小 林 秀 樹			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	55,440
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0		
その他の収入	0		
今 回 計	0	今 回 計	55,440
前 回 計	2,290,000	前 回 計	2,052,474
総 計	2,290,000	総 計	2,107,914

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 6 月 3 日	第 2 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	武 田 正 子	所属党派	公明党	期 間 2 月 28 日から 5 月 11 日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	鈴 木 史 朗			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
公明党秋田第一総支部	政党	1,834,829円

【支出】

人件費	269,000円
家屋費	509,028
選挙事務所費	509,028
集会会場費	0
通信費	30,000

交通費	9,942
印刷費	596,584
広告費	669,915
文具費	28,606
食糧費	150,013
休泊費	0
雑費	55,861

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	1,834,829
前 回 計	0
総 計	1,834,829

今 回 計	2,318,949
前 回 計	0
総 計	2,318,949

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	484,120円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	田 中 勉	所属党派	無所属	期 間 3月10日から 5月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	智 田 修			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
秋田県医師連盟秋田支部		100,000円
吉末悟	会社員	10,000
田中つとむ後援会		54,418
高橋身和子	会社員	10,000
山本治樹	会社員	10,000
田中幸平	無職	10,000
細谷一志	無職	10,000
菅原久典	会社員	10,000
伊藤俊樹	会社員	10,000
鈴木哲郎	無職	10,000
鈴木啓子	無職	10,000
佐藤史範	会社員	10,000
戸田貴之	会社員	10,000
清水宏	会社員	10,000
石郷岡三男	会社員	10,000
野口久栄	会社役員	10,000
野口美紀子	会社員	10,000
北島裕美	会社員	10,000
柏原浩一	会社員	10,000
沖田利彦	会社員	10,000
荘司典昭	会社役員	10,000
佐藤久清	会社員	10,000
小笠原博之	会社員	10,000
武田亨	会社員	10,000
石黒章	会社員	10,000
石黒真理子	無職	10,000
佐藤郁磨	会社員	10,000
進藤和人	会社員	10,000
小笠原隆	会社員	10,000

【支出】

人件費	760,000円
家屋費	49,818
選挙事務所費	49,818
集会会場費	0
通信費	4,600
交通費	0
印刷費	614,560
広告費	621,000
文具費	23,648
食糧費	105,721
休泊費	0
雑費	120,061

鎌田優子	会社員	10,000
船木重和	会社員	10,000
船木婦人	無職	10,000
奈良朗	会社員	10,000
奈良美喜子	無職	10,000
館岡秀樹	自営	10,000
荒川昌紀	会社員	10,000
佐藤誠	会社員	10,000
佐藤恵美子	無職	10,000
近藤徳之	会社員	10,000
斎藤和貴	会社役員	10,000
大山望	会社員	10,000
大友奈々子	会社員	10,000
小林恒彦	会社員	10,000
佐藤誠	会社役員	10,000
佐藤真由美	無職	10,000
町田香織	会社員	10,000
戸沢はるか	会社員	10,000
佐々木真哉	会社員	10,000
西村麗子	会社員	10,000
近藤美奈子		45,000

その他の寄附	7 件	22,400
その他の収入		1,500,000
今 回 計		2,191,818
前 回 計		0
総 計		2,191,818

今 回 計	2,299,408
前 回 計	0
総 計	2,299,408

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 7 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	田 中 勉	所属党派	無所属	期間 5月20日から 5月27日まで 第2回分
出納責任者氏名	智 田 修			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
田中つとむ後援会		11,500円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	22,312
交通費	0
印刷費	0
広告費	129,600
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	11,824

その他の寄附	0
その他の収入	0

今 回 計	11,500	今 回 計	163,736
前 回 計	2,191,818	前 回 計	2,299,408
総 計	2,203,318	総 計	2,463,144

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月27日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	津 谷 聡	所属党派	無所属	期 間 2月23日から 5月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	津 谷 はるみ			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
浜丘町内会		20,000円
田崎まき子	自営	10,000

【支出】

人件費	258,000円
家屋費	114,800
選挙事務所費	114,800
集会会場費	0
通信費	0
交通費	1,620
印刷費	705,964
広告費	291,600
文具費	9,617
食糧費	29,536
休泊費	0
雑費	5,473

その他の寄附	12件	60,000
その他の収入		1,000,000
今 回 計		1,090,000
前 回 計		0
総 計		1,090,000

今 回 計	1,416,610
前 回 計	0
総 計	1,416,610

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 1 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	長 澤 孝 政	所属党派	社会民主党	期 間 4月19日から 5月7日まで 第1回分
出納責任者氏名	塚 田 保			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
社会民主党秋田県連合		468,000円
社会民主党秋田市総支部		312,500

【支出】

人件費	244,300円
家屋費	157,086
選挙事務所費	157,086
集会会場費	0
通信費	12,788
交通費	0
印刷費	654,000
広告費	646,920
文具費	0
食糧費	93,680
休泊費	0

休泊費	0
雑費	8,637

その他の寄附	0
その他の収入	1,500,000
今 回 計	2,280,500
前 回 計	0
総 計	2,280,500

今 回 計	1,817,411
前 回 計	0
総 計	1,817,411

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	496,860円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 7 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	長 澤 孝 政	所属党派	社会民主党	期間 5月8日から 5月18日まで 第2回分
出納責任者氏名	塚 田 保			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	8,781

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	2,280,500
総 計	2,280,500

今 回 計	8,781
前 回 計	1,817,411
総 計	1,826,192

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	496,860円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 18 日	第 2 回報告分
----------	----------------	----------

候 補 者 氏 名	長 澤 孝 政	所属党派	社会民主党	期間 5月19日から 5月25日まで 第3回分
出納責任者氏名	塚 田 保			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0

交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	20,035

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	2,280,500
総 計	2,280,500

今 回 計	20,035
前 回 計	1,826,192
総 計	1,846,227

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	496,860円

報告書受理年月日	平成27年 5 月25日	第 3 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	成 沢 淳 子	所属党派	公明党	期間 3月9日から 5月8日まで 第1回分
出納責任者氏名	仲 山 幹 子			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
公明党秋田第一総支部		1,360,638円

【支出】

人件費	303,392円
家屋費	541,816
選挙事務所費	541,816
集会会場費	0
通信費	0
交通費	10,005
印刷費	658,000
広告費	160,945
文具費	33,472
食糧費	129,384
休泊費	0
雑費	66,904

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	1,360,638
前 回 計	0
総 計	1,360,638

今 回 計	1,903,918
前 回 計	0
総 計	1,903,918

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	花 田 清 美	所属党派	無所属	期間	3月11日から 4月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	小 出 暢 好					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
秋田県医師連盟秋田支部		100,000円

その他の寄附 0

その他の収入 354,210

今 回 計 454,210

前 回 計 0

総 計 454,210

【支出】

人件費	428,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	560,560
広告費	0
文具費	0
食糧費	26,210
宿泊費	0
雑費	0

今 回 計 1,014,770

前 回 計 0

総 計 1,014,770

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第1回報告分
----------	--------------	--------

候補者氏名	花 田 清 美	所属党派	無所属	期間	5月20日から 5月27日まで	第2回分
出納責任者氏名	小 出 暢 好					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

その他の寄附 0

その他の収入 479,300

今 回 計 479,300

前 回 計 454,210

総 計 933,510

【支出】

人件費	30,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	54,000
広告費	330,480
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0

今 回 計 414,480

前 回 計 1,014,770

総 計 1,429,250

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月27日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	花 田 清 美	所属党派	無所属	期間	6 月 2 日から	第 3 回分
出納責任者氏名	小 出 暢 好				6 月 2 日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

その他の寄附 0

その他の収入 0

今 回 計 0

前 回 計 933,510

総 計 933,510

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	64,820
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

今 回 計 64,820

前 回 計 1,429,250

総 計 1,494,070

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 6 月 3 日	第 3 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	藤 枝 隆 博	所属党派	無所属	期間	3 月23日から	第 1 回分
出納責任者氏名	一 関 敏 伸				5 月 2 日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
J R 東日本ユニオン		30,000円
武藤建設 武藤富夫	建設業	30,000
渡部芳勝	能代市議会議員	10,000
細谷洋造	大仙市議会議員	10,000
社会民主党秋田県連合		625,000
社会民主党秋田県秋田支部		234,375
今井伸	会社員	10,000
伊藤礼一	無職	10,000
石山英夫	無職	10,000
J R 連合 慶島譲治		10,000
J R 連合 渡部求		30,000
狩野紀男	無職	70,000
柴田茂男	無職	50,000

【支出】

人件費	645,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	820
交通費	0
印刷費	554,190
広告費	697,060
文具費	6,820
食糧費	74,468
休泊費	0
雑費	89,070

石黒和雄	無職	30,000
成田正美	会社員	20,000
今野周次郎	無職	20,000
加賀隆弘	会社員	20,000

その他の寄附	1 件	5,000
その他の収入		750,000
今 回 計		1,974,375
前 回 計		0
総 計		1,974,375

今 回 計	2,067,428
前 回 計	0
総 計	2,067,428

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	554,190円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	藤 田 信	所属党派	民主党	期 間	4 月19日から 4 月25日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	武 内 省 吾					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
民主党秋田県総支部連合会		500,000円
民主党秋田県第 1 区総支部		200,000

【支出】

人件費	55,000円
家屋費	29,640
選挙事務所費	29,640
集会会場費	0
通信費	1,620
交通費	0
印刷費	605,272
広告費	381,334
文具費	7,387
食糧費	32,939
休泊費	4,900
雑費	27,013

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	700,000
前 回 計	0
総 計	700,000

今 回 計	1,145,105
前 回 計	0
総 計	1,145,105

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 8 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	船 川 良 子	所属党派	日本共産党	期 間	4 月18日から 5 月11日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	中 川 莊 司					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
日本共産党秋田地区委員会		320,364円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0

集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	560,000
広告費	257,317
文具費	0
食糧費	12,647
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	320,364
前 回 計	0
総 計	320,364

今 回 計	829,964
前 回 計	0
総 計	829,964

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	509,600円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	細 川 信 二	所属党派	無所属	期間 2月1日から 5月11日まで 第1回分
出納責任者氏名	細 川 信 二			

【収入】

【支出】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

人件費	210,000円
家屋費	104,320
選挙事務所費	100,000
集会会場費	4,320
通信費	27,969
交通費	0
印刷費	511,120
広告費	91,800
文具費	7,124
食糧費	52,112
休泊費	0
雑費	466,227

その他の寄附	0
その他の収入	1,500,000
今 回 計	1,500,000
前 回 計	0
総 計	1,500,000

今 回 計	1,470,672
前 回 計	0
総 計	1,470,672

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	484,120円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	細 川 信 二	所属党派	無所属	期間	5月15日から 5月18日まで	第2回分
出納責任者氏名	細 川 信 二					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

その他の寄附 0

その他の収入 0

今 回 計 0

前 回 計 1,500,000

総 計 1,500,000

【支出】

人件費	92,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	47,880
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0

今 回 計 139,880

前 回 計 1,470,672

総 計 1,610,552

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	484,120円

報告書受理年月日	平成27年 5 月21日	第2回報告分
----------	--------------	--------

候補者氏名	松 田 豊 臣	所属党派	公明党	期間	3月23日から 5月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	福 田 喜 美					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
公明党秋田第一総支部	政党	1,069,371円

その他の寄附 0

その他の収入 0

今 回 計 1,069,371

前 回 計 0

総 計 1,069,371

【支出】

人件費	249,500円
家屋費	319,896
選挙事務所費	319,896
集会会場費	0
通信費	0
交通費	15,866
印刷費	610,240
広告費	218,000
文具費	19,176
食糧費	112,823
宿泊費	0
雑費	42,310

今 回 計 1,587,811

前 回 計 0

総 計 1,587,811

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 8 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	見 上 万里子	所属党派	無所属	期 間	1 月19日から 5 月11日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	見 上 裕 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
鎌田重憲	農業	10,000円
金司	無職	10,000
手形山中町町内会		14,000

その他の寄附 0

その他の収入 700,000

今 回 計 734,000

前 回 計 0

総 計 734,000

【支出】

人件費	20,000円
家屋費	43,000
選挙事務所費	39,000
集会会場費	4,000
通信費	0
交通費	0
印刷費	614,560
広告費	270,540
文具費	0
食糧費	2,680
休泊費	0
雑費	3,490

今 回 計 954,270

前 回 計 0

総 計 954,270

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	見 上 万里子	所属党派	無所属	期 間	5 月22日から 5 月26日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	見 上 裕 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	64,724
選挙事務所費	64,724
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	55,440
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0		
その他の収入	0		
今 回 計	0	今 回 計	120,164
前 回 計	734,000	前 回 計	954,270
総 計	734,000	総 計	1,074,434

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月28日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	皆 川 秀 勝	所属党派	無所属	期 間	1 月 1 日から 4 月26日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	木 川 暢 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
皆川ひでかつ後援会		69,000円
佐藤千鶴子		56,000
松橋誠子		28,000

【支出】

人件費	384,000円
家屋費	400,901
選挙事務所費	400,901
集会会場費	0
通信費	244,151
交通費	0
印刷費	1,124,734
広告費	0
文具費	18,342
食糧費	186,497
宿泊費	0
雑費	126,312

その他の寄附	0		
その他の収入	3,024,000		
今 回 計	3,177,000	今 回 計	2,484,937
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	3,177,000	総 計	2,484,937

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	皆 川 秀 勝	所属党派	無所属	期 間	5 月31日から 6 月 5 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	木 川 暢 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	280,800
選挙事務所費	280,800
集会会場費	0
通信費	2,948
交通費	0
印刷費	362,448
広告費	349,920
文具費	0

食糧費	74,304
休泊費	0
雑費	28,159

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	3,177,000
総 計	3,177,000

今 回 計	1,098,579
前 回 計	2,484,937
総 計	3,583,516

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 6 月 7 日	第 2 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	安 井 誠 悦	所属党派	無所属	期間	2月23日から	第 1 回分
出納責任者氏名	樽 岡 毅				5月1日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
佐藤通	会社員	10,000円
渡辺秀世	会社員	10,000

【支出】

人件費	592,000円
家屋費	539,188
選挙事務所費	518,992
集会会場費	20,196
通信費	6,973
交通費	12,634
印刷費	662,123
広告費	1,070,280
文具費	28,309
食糧費	145,094
休泊費	0
雑費	92,155

その他の寄附	0
その他の収入	3,200,000
今 回 計	3,220,000
前 回 計	0
総 計	3,220,000

今 回 計	3,148,756
前 回 計	0
総 計	3,148,756

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月 8 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	安 井 誠 悦	所属党派	無所属	期間	5月11日から	第 2 回分
出納責任者氏名	樽 岡 毅				5月11日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0

通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	11,107

その他の寄附	0
その他の収入	11,107
今 回 計	11,107
前 回 計	3,220,000
総 計	3,231,107

今 回 計	11,107
前 回 計	3,148,756
総 計	3,159,863

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月13日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	安 井 誠 悦	所属党派	無所属	期間 5月21日から 5月21日まで 第3回分
出納責任者氏名	樽 岡 毅			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	24,861
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0
その他の収入	24,861
今 回 計	24,861
前 回 計	3,231,107
総 計	3,255,968

今 回 計	24,861
前 回 計	3,159,863
総 計	3,184,724

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	560,560円

報告書受理年月日	平成27年 5 月26日	第 3 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	安井正浩	所属党派	無所属	期間	2月20日から 5月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	安井正浩					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
阿部定三郎	無職	1,000,000円

【支出】

人件費	570,000円
家屋費	353,062
選挙事務所費	351,462
集会会場費	1,600
通信費	0
交通費	9,240
印刷費	509,600
広告費	1,078,248
文具費	72,782
食糧費	133,760
宿泊費	0
雑費	139,273

その他の寄附 0

その他の収入 1,865,965

今回計 2,865,965

前回計 0

総計 2,865,965

今回計 2,865,965

前回計 0

総計 2,865,965

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	509,600円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第1回報告分
----------	--------------	--------

候補者氏名	安井正浩	所属党派	無所属	期間	5月21日から 5月21日まで	第2回分
出納責任者氏名	安井正浩					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	17,350
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0

その他の寄附 0

その他の収入 17,350

今回計 17,350

前回計 2,865,965

総計 2,883,315

今回計 17,350

前回計 2,865,965

総計 2,883,315

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	509,600円

報告書受理年月日	平成27年 5 月22日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	安 井 正 浩	所属党派	無所属	期間	7月5日から 7月5日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	安 井 正 浩					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	3,891

その他の寄附 0

その他の収入 3,891

今 回 計 3,891

前 回 計 2,883,315

総 計 2,887,206

今 回 計 3,891

前 回 計 2,883,315

総 計 2,887,206

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	509,600円

報告書受理年月日	平成27年 7 月10日	第 3 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	米 塚 勝 美	所属党派	無所属	期間	4月10日から 5月8日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	保 坂 芳太郎					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
秋田中央印刷株式会社		34,800円

【支出】

人件費	375,000円
家屋費	14,166
選挙事務所費	14,166
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	588,990
広告費	634,800
文具費	972
食糧費	0
休泊費	0
雑費	17,980

その他の寄附	3 件	18,000		
その他の収入		1,077,718		
今 回 計		1,130,518	今 回 計	1,631,908
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,130,518	総 計	1,631,908

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	554,190円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	渡 邊 達 仁	所属党派	無所属	期 間 1 月19日から 4 月25日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	渡 邊 達 夫			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
石井次雄	無職	10,000円
石井正己	大工	10,000
佐藤勝男	会社員	10,000
佐藤仁美	無職	10,000
古木芳和	無職	10,000
田仲雄介	会社員	10,000
土田智仁	会社員	10,000
渡辺達徳	会社員	10,000
渡辺静雄	会社員	10,000
福田雪夫	無職	10,000
石井源一郎	無職	10,000
渡辺慶昌	自営業	10,000
渡辺清和	自営業	10,000
佐藤愛子	無職	70,000
佐藤悦子	無職	70,000

【支出】

人件費	270,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	481,572
広告費	307,800
文具費	27,223
食糧費	14,671
休泊費	0
雑費	5,097

その他の寄附	0		
その他の収入	700,000		
今 回 計	970,000	今 回 計	1,106,363
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	970,000	総 計	1,106,363

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	481,572円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	渡 辺 正 宏	所属党派	無所属	期 間 1 月29日から 5 月 1 日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	佐 藤 義 治			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	210,000円
家屋費	536,760
選挙事務所費	536,760
集会会場費	0
通信費	149,954

交通費	0
印刷費	569,160
広告費	0
文具費	17,141
食糧費	42,991
休泊費	0
雑費	9,200

その他の寄附	0
その他の収入	1,535,206
今 回 計	1,535,206
前 回 計	0
総 計	1,535,206

今 回 計	1,535,206
前 回 計	0
総 計	1,535,206

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	533,169円

報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	渡 辺 正 宏	所属党派	無所属	期間 5月18日から 5月25日まで 第 2 回分
出納責任者氏名	佐 藤 義 治			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

【支出】

人件費	105,000円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	90,339
交通費	0
印刷費	0
広告費	172,800
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	33,575

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	1,535,206
総 計	1,535,206

今 回 計	401,714
前 回 計	1,535,206
総 計	1,936,920

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	533,169円

報告書受理年月日	平成27年 5 月25日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	渡 辺 正 宏	所属党派	無所属	期間	5月29日から 6月3日まで	第3回分
出納責任者氏名	佐 藤 義 治					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		0円

その他の寄附 0

その他の収入 696,984

今 回 計 696,984

前 回 計 1,535,206

総 計 2,232,190

【支出】

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	291,600
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	3,670

今 回 計 295,270

前 回 計 1,936,920

総 計 2,232,190

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	533,169円

報告書受理年月日	平成27年 6 月 3 日	第3回報告分
----------	---------------	--------

候補者氏名	渡 辺 良 雄	所属党派	無所属	期間	1月21日から 5月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	工 藤 義 武					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
民社教会		500,000円
日吉薬局		100,000
秋田市歯科医師連盟		50,000

その他の寄附 0

その他の収入 1,747,807

今 回 計 2,397,807

前 回 計 0

総 計 2,397,807

【支出】

人件費	490,000円
家屋費	696,751
選挙事務所費	696,751
集会会場費	0
通信費	15,256
交通費	0
印刷費	598,800
広告費	338,148
文具費	53,963
食糧費	166,153
宿泊費	0
雑費	38,736

今 回 計 2,397,807

前 回 計 0

総 計 2,397,807

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	414,050円
報告書受理年月日	平成27年 5 月11日	第 1 回報告分

秋市選管告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成27年 9 月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 50分の 1 の数 5,298人
2 3分の 1 の数 88,300人

農 委 告 示

秋田市農委告示第11号

平成27年 9 月17日午後 2 時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成27年 9 月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（1 件）
2 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（2 件）
3 農用地利用集積計画（平成27年度第 6 号）に関する件
4 平成28年度秋田市農業施策に対する建議に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第22号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示

- 4 収用しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目		面積（㎡）		収用面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測	
秋田県秋田市下浜羽川字下山	10番	畑	山林	2,738	2,738.14	2,738.14
秋田県秋田市下浜羽川字水垂	75番	畑	原野	19	52.07	10.31

- 5 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市建設部建設総務課

- 6 縦覧期間

公告の日から平成27年 9 月21日まで

- 7 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

する。

平成27年 9 月 4 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社 能登谷工務所	能登谷 正 人	秋田市旭南三丁目 3 番30号

- 2 指定年月日

平成27年 9 月 2 日

公 告

秋田巽公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第 1 項および第47条の 4 第 1 項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の 3 第 1 項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第 2 項および第47条の 4 第 2 項の規定において準用する法第42条第 2 項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の 4 第 2 項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成27年 9 月 7 日

秋田巽長 穂 積 志

- 1 起業者の名称

国土交通大臣

- 2 事業の種類

一般国道 7 号改築工事（下浜道路・秋田県秋田市下浜羽川字上野地から同市下浜長浜字芹沢道脇地内まで）

- 3 裁決申請年月日

平成27年 4 月23日

秋田巽公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成27年 7 月 1 日付け秋田市指令第3141号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成27年 9 月10日

秋田巽長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市外旭川字梶ノ目123番地
サンハイツ石川16号

佐 藤 豪

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市上新城中字片野42番 7 および160番 2

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 9 月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	予防接種の種類
長 沼 雄 峰	秋田市浜田字元中村280番地29介護老人保健施設 友愛の郷	高齢者用肺炎球菌ワクチン

- 2 追加年月日
平成27年 9 月 1 日

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 5 項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があったので、同条第 6 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 9 月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗設置する者の氏名および住所
株式会社秋田キャスルホテル
代表取締役社長 津 田 一 夫
秋田市中通一丁目 3 番 5 号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 キャスルプラザ
所在地 秋田市中通一丁目 3 番 5 号
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
6,410㎡
- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
845.92㎡
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成27年 7 月31日
- (6) 変更する理由
小売店舗が減少し店舗面積の合計が基準面積以下となったため
- 2 届出年月日
平成27年 9 月15日

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成27年度第 6 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆

の縦覧に供する。

平成27年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成27年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番 1 号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

教 委 公 告

秋田市教委公告

平成28年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第 7 号）第 7 条第 2 項の規定により公告する。

平成27年 9 月28日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

- 1 入学願書の提出期日および提出先
- (1) 提出期日
平成27年12月 2 日(水)から同月 4 日(金)まで（直接持参を原則とする。ただし、秋田市外から受検する場合は郵送を可とする。その場合は平成27年12月14日(金)までの消印有効とする。）。
- (2) 提出先
秋田市立御所野学院中学校長
- 2 出願資格
平成28年 3 月に小学校の課程を修了見込みで、保護者とともに、秋田市内居住又は平成28年 4 月 1 日までに居住予定の者
- 3 募集人員
80名
- 4 入学予定者選考の実施期日等
- (1) 実施期日
平成27年12月26日(土)
- (2) 内容
適性検査および面接
- 5 選考結果の通知

平成28年1月8日(金)

6 その他

入学者決定に関して必要な細目事項は、別に定める「平成28年度秋田市立御所野学院中学校入学者決定要項」によるものとする。

秋田市委教公告

平成28年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市委教規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成27年9月28日

秋田市委教育委員会

委員長 前 川 重 明

1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。

2 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

ア 前期選抜

平成28年1月13日(水)から同月15日(金)正午まで

イ 一般選抜

平成28年2月15日(月)から同月17日(水)正午まで

(2) 提出先

秋田市立秋田商業高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 前期選抜

平成28年1月29日(金) 学力検査および面接

ア 実施教科

3教科（国語、数学および英語）

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

(2) 一般選抜

平成28年3月8日(火) 学力検査および面接

ア 実施教科

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 前期選抜

中学校又はこれに準ずる学校を平成28年3月に卒業する見込みの者で、「平成28年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」で定める「出願の条件」を満たしている者

(2) 一般選抜

次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を平成28年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

6 募集する学科名および募集人員

(1) 学科名

商業科

(2) 募集人員

男女 240名

7 合格者の発表

(1) 前期選抜

平成28年2月5日(金) 午後4時

(2) 一般選抜

平成28年3月16日(水) 午後4時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「平成28年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

選 管 公 告

秋市選管公告

檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定に基づき、檢察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成27年9月8日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

1 場所

秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時

平成27年9月16日(水) 午後1時

秋市選管公告

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成27年9月8日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

1 場所

秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時

平成27年9月16日(水) 午後1時

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成27年9月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

秋田市外旭川字神田、河辺和田字坂本北および太平目長崎字上目長崎（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

